

酪農ヘルパー事業の成果

中原 准一*

The Relief System in Dairy Farming

Junichi NAKAHARA

(June, 1993)

課 題

酪農ヘルパー事業は、1990年度の加工原料乳の保証価格を決定するさいに関連施策のひとつとして登場した。同事業は、それまで全国各地の生産者を中心に一般的には任意の利用者組織として発展してきた。酪農関係者は、酪農ヘルパーを農政のうえて制度化することを積年の課題として提示してきたので、先般の乳価関連施策に同事業が採り入れられたことを積極的に評価している。

酪農ヘルパー事業は、1990年代のわが国酪農の活性化に資するものであり、21世紀の斬界の発展を展望するうえできわめて重要な意義をもつものといわねばならない。同事業に課されている役割は、つぎのように指摘できる。第1に、こんにちの酪農経営は一般に経営主夫婦2人を基幹労働力とする、乳牛多頭数飼養の専門段階であり、それに相応しい、さまざまな経営補完組織が必要となる。とくに経営主などの基幹労働力に病気や事故が発生した場合、代替労働力がないならば、その経営の存続も危ぶまれることは容易に想像がつかう。酪農ヘルパーの充当によって、上記のような基幹労働力の一時的な欠如はカバーできるのである。

第2は、酪農家への休日保証の課題である。官公庁や企業が週休2日制の時代において、酪農界がそれに無縁であっては、酪農の活性化はおぼつかないだろう。後継者夫婦に休日が保証され、さらに研修や情報交換の機会に酪農ヘルパーが利用されるなら、酪農活性化に大きく寄与するだろう。

第3は、ヘルパー専従者にたいして経営への新規参入の機会を提供する課題である。ヘルパー専従者としての

経験が企業の経営の実践に生かされるなら、地域酪農の活性化に好ましい影響を与えるだろう。酪農ヘルパー事業が酪農後継者、あるいは新規参入希望者のトレーニング、人材養成システムのひとつに位置づけられることが期待される。

およそ酪農ヘルパー事業に課された役割は、上記のように指摘できよう。本稿では、つぎの2点が考察の対象となる。

1 酪農ヘルパーの全国的な組織状況について点検する。そこでは、北海道、都府県別の組織状況、利用実態をみることにしている。

2 本共同研究では調査対象地で、研究課題に対応するアンケート調査をおこなっている。酪農ヘルパー関連の質問への回答から、同事業にたいする利用者の考え方を探ることにしている。

本研究では、酪農ヘルパー事業の定着・普及が、専門段階の個別経営の基盤強化につながり、同時に地域酪農の活性化に寄与するだろうと想定している。さすれば本共同研究における個々の調査対象地毎の事例分析を通じて、こんにちの酪農ヘルパー事業の到達点を明らかにすることが必要となる。本稿は、上述の具体的な分析に入るための前段の考察部分に該当する。

酪農ヘルパー組織の概況

酪農ヘルパー組織の運営形態は、おおむねつぎのようになろう。ひとつは、利用組合形態である。これは生産者が任意に加入しているものであって、現在、全国的に最も多く組織されている。数は少ないが、北海道などでは農協の組織や、生産者同士の有限会社、さらに民間

* 農業経済学科、農畜産物市場論研究室 中原准一

Department of Agricultural Economics (Agricultural & Livestock Product Marketing), Rakuno Gakuen University, Ebetsu, Hokkaido 069, Japan.

会社組織などがみられる。以下は、農林水産省畜産局の調査(1992年8月)にもとづくものである。同調査は、利用組合組織を対象に行なわれている。したがって、酪農ヘルパーの全ての組織を網羅したものではないが、同事業の基本的な動向を北海道、都府県別に把握できよう。

こんにち、利用組合形態の酪農ヘルパー組織は、全国で304(北海道66, 都府県238)を数える。表1にみるように1990年以降、同利用組合は毎年30%ないし20%台の伸びを示す。とくに北海道は、1990年や91年の場合、対前年比2倍以上のいちじるしい伸びをみせる。都府県においても当該期、対前年比10~25%と着実に増加している。

表2は利用組合の活動内容をまとめている。ここでは、定期型、不定期型、併用型の3種類に分類されている。定期型は、利用組合員に定期的な休日を保証するために設置されているものである。不定期型は、利用組合員の病気や事故に対応するためのもの。併用型は、組合員に定期的な休日を保証すると同時に緊急時の出勤にも対応するものだ。北海道では利用組合の70%弱が併用型を採用している。他方、都府県では併用型は40%に止まり、定期型が50%弱に達する。北海道で併用型が大宗を占めるのはどうしてであろうか。やはり北海道の酪農家1戸当たりの経営規模が都府県に比べて相対的に大きいため、家族就農者の疾病や事故が、経営の存廃につながる要因となりやすい。いわば疾病や事故発生時の緊急避難対応として不定期型を組み入れた、併用型が広範な普及をみせたといえよう。

表3は、酪農ヘルパー利用組合の組織状況を示す。全国5万5,000戸の酪農家のうち、約35%の経営体が酪農ヘルパー組織に加入している。その加入率は、北海道41%、都府県33%の内訳となる。酪農ヘルパーの組織

表1 利用組合の概況

(単位: 組合数, %)

	1989年末	90年末	91年末	92年8月
全 国	146	194 (32.9)	240 (23.7)	304 (26.7)
北 海 道	10	22 (120.0)	48 (118.2)	66 (37.5)
都 府 県	136	172 (20.9)	192 (11.6)	238 (24.0)

資料: 農林水産省畜産局「酪農ヘルパー利用組合実態調査結果の概要」(1992年8月1日現在)

注: ()内は、対前年比。

表2 活動形態別利用組合数

(単位: 組合数, %)

	定期型	不定期型	併用型	合 計
全 国	134 (44.1)	30 (9.9)	140 (46.0)	304 (100.0)
北 海 道	18 (27.3)	3 (4.5)	45 (68.2)	66 (100.0)
都 府 県	116 (48.7)	27 (11.3)	95 (40.0)	238 (100.0)

資料: 前掲, 表1に同じ。

- 注1: 定期型は、定期的な休日の確保のみに対応する形態。
 2: 不定期型は、緊急時の利用に対応する形態。
 3: 併用型は、定期型と不定期型の両方に対応する形態。
 4: 1992年8月
 5: ()内は活動形態の構成比

表3 利用組合加入戸数および加入率

	利用組合加入戸数 A (戸)	利用組合の活動範囲内の戸数 B (戸)	加入率 A/B (%)	酪農家全戸数 C (戸)	加入率 A/C (%)
全 国	19,169 (63.1)	35,955 (118.3)	53.3	55,100	34.8
北海道	5,674 (86.0)	8,629 (130.7)	65.8	13,900	40.8
都府県	13,495 (56.7)	27,326 (114.8)	49.4	41,200	32.8

資料: 農林水産省, 前掲資料, 「畜産統計」1992年版参照。

注: ()内は、1利用組合当たりの酪農家戸数。

表4 酪農ヘルパーの利用状況

(A) 定期利用の状況

(戸, %)

	合 計	1~12日 (月平均) (1回以下)	13~24日 (月平均) (1~2回)	25日以上 (月平均) (2回以上)
利用戸数	9,797 (100.0)	6,289 (64.2)	2,892 (29.5)	616 (6.3)
利用組合加入農家のうち定期利用した農家の割合				51.1%
(B) 年間不定期利用の状況 (戸, 日)				
利用戸数	利用農家1戸当たり平均利用日数			
3,134	4.5			

資料: 前掲, 農林水産省畜産局調査

化は、やはり北海道のほうが進んでいる。このことは、専業・大規模段階の経営補完組織のひとつとしての酪農ヘルパー組織の必要を示しているに違いない。

表4は、酪農ヘルパーの利用実態を示す。同表(A)は、利用組合加入農家の51.1%の9,797戸が休日などの定期利用をおこなっており、年間の利用日数毎に分類したものである。利用戸数の94%が月平均2回以下のヘルパー利用である。とくに年間12日以内(月平均1回以下)の利用が利用戸数全体の64%の6,289戸に上る。定期利用の場合、農家の休日保証という点で、今後は月2回の利用を定着させ、さらに週1度の休日の保証へと向かわねばならないだろう。経営内労働投下の合理化と併せて、酪農ヘルパー組織を通じて休日保証を強化していくのなら、酪農地域の活性化、労働力の保全、ゆとりある生活の実現に資することが想定される。表4(B)は、疾病や事故、冠婚葬祭等の不定期利用の年間の1戸当たりの実績を示す。同実績は年間4.5日である。農林水産省畜産局の1991年8月時点の調査では、年間4.1日の利用であったから、対前年比で利用日数は着実に伸びているのが分かる。

表5 酪農ヘルパー要員の状況

(A) 酪農ヘルパーの員数 (人, %)			
	合計	専任ヘルパー	臨時ヘルパー
全国	1,838 (100.0)	633 (34.4)	1,205 (65.6)
北海道	640 (100.0)	159 (24.8)	481 (75.2)
都府県	1,198 (100.0)	474 (39.6)	724 (60.4)

(B) 1利用組合当たり酪農ヘルパー員数 (人)			
	合計	専任ヘルパー	臨時ヘルパー
全国	6.0	2.1	3.9
北海道	9.7	2.4	7.3
都府県	5.0	2.0	3.0

(C) 酪農ヘルパーの年間出役回数 (回/年)		
	専任ヘルパー	臨時ヘルパー
全国	246.3	58.1
北海道	236.9	57.9
都府県	249.0	57.9

資料：前掲、農林水産省畜産局調査

表5は、酪農ヘルパー要員の専従者・臨時者別の就業状態や出役実績を示す。同表(A)は酪農ヘルパーの専従者・臨時者別の人数をみたものだ。1992年8月時点で、ヘルパー要員は全国で1,838人を数える。そのうち専任ヘルパーは34%の633人であり、臨時ヘルパーは66%の1,205人に上る(表5-A参照)。今回の農林水産省の調査報告では、専任ヘルパーや臨時ヘルパーの雇用条件等々にはふれていない。筆者のこれまでの知見では、専任ヘルパーの給与等の雇用条件は農協の正職員並みの待遇を保証されているとあってよいだろう。臨時ヘルパーの要員は、主として酪農後継予定者や実習希望者などである。

1利用組合当たりの酪農ヘルパー員数は、全国で専任者が2.1人、臨時者が3.9人の計6.0人となる。ただ北海道の場合、専任者2.4人、臨時者7.3人、計9.7人と都府県の計5.0人を大幅に上回る。これは北海道が専業大規模経営を多く擁するということ、地域性を反映したものと見える(表5-B参照)。酪農ヘルパー1人当たりの年間出役回数は、全国の場合、専任者で246.3回、臨時者で58.1回となる(表5-C参照)。なお、出役回数は朝晩合わせて1回とみなされている。専任者は週5日間はフル稼働といえよう。専任者1回の出役は、早朝の搾乳管理労働に始まり、結構長時間拘束される。専任ヘルパー自体の健康の保証や適切な休日の確保等々、なんらかの労働力の保全策が講じられねばならないだろう。

酪農ヘルパー事業の制度化(全国および都道府県推進組織)

先述したように1990年度から酪農ヘルパー事業は制度化された。それは、乳価関連対策の一環として登場した。同事業は畜産振興事業団の助成金と都道府県および実需者団体(北海道では北海道農協中央会)が資金を拠出して「酪農ヘルパー事業円滑化対策助成基金」を造成し、その基金の運用利息および基金の一部を取り崩して下記の事業を行うことになっている。

- ①酪農ヘルパー事業の普及・啓蒙事業
- ②酪農ヘルパー要員の確保の促進
- ③酪農ヘルパーの技術向上のための国内および海外における研修事業
- ④酪農ヘルパー事業の円滑な推移に必要な事業、となる。とくに④にいう、「同事業の円滑な推移に必要な事業」に関して、人件費の交付に関わる助成は除外されている。すなわち、同事業は、酪農ヘルパー要員向けの研修や利用組合等の実需者組織の事務管理費(含、ヘルパー要員出勤時の自動車燃料費支給)の一部助成というか

たちで運用されている。

1990年度の場合、上記の目的をもった同事業の実施機関として、(社)酪農ヘルパー全国協会が組織されたが、地方段階では北海道農協中央会、岩手県経済連、宮城県生乳販連、栃木県酪連、埼玉県酪連、千葉県酪連、新潟県酪連、福井県酪連、(社)広島県酪農協会等10団体が組織された。1991年度、新たに34府県で同事業の組織化が行われ、最終的には和歌山県を除く、46都道府県で組織化が行われる予定だ¹⁾。

(社)酪農ヘルパー全国協会の場合、事業の中核は酪農ヘルパー要員向けの研修助成となる。研修内容は、搾乳技術、生乳の衛生管理、乳牛の飼養管理等々、日常のヘルパー業務の遂行にあたって必要な知識と技術の習得ということだ。研修委託先として、ホクレン畜産実験研修牧場(北海道訓子府町)、(財)蔵王酪農センター(宮城県蔵王町)、全酪連酪農研修所(福島県矢吹町)、(財)中国四国酪農大(岡山県川上村)の4カ所が指定されてい

る。これらの研修施設では短期研修(1カ月)および長期研修(3カ月)が用意されている。上記研修の受講者の学歴は、中卒から大卒まで幅広い。このような酪農ヘルパーの人材養成の機関が積極的に活用されることを期待したい。

酪農ヘルパー要員の臨時者は、身分保障がかならずしも十分ではない。同上全国協会は、臨時酪農ヘルパーの就業中に発生する傷害等に対する保険制度を設けている。同協会は、保険料の半額を負担している。1991年度時点で、全国の600名以上の臨時ヘルパーがこの保険制度に加入している²⁾。傷害保険等の充実、酪農ヘルパー事業の普及・定着のうえで今後も不可欠の要素となろう。

筆者は、1992年度、デンマーク酪農研究のため同国に留学する機会をえた。わが国の酪農ヘルパー事業に相当する、デンマークのファーム・リリーフ・スキーム(農業代行制度)について以下に紹介する。

(参考1) デンマークにおける農業代行業の推移

項 目	単 位	1982 年	1989 年
参加農家数	戸	8,000	15,000
代行業組合数	個	47	46
代行者数(ヘルパー数、専任者)	人	162	970
代行者数(ヘルパー数、臨時者)	同上	485	780
代行者数(専任者換算)	同上	350	1,400
年間代行者総労働時間	時間	510,000	1,980,000
1戸当たり年間利用時間	同上	65	130
代行者マネージャー数(専任者)	人	35	55
総事業費	100万Dクローネ	40	250
うち、政府負担分	同上	25	100
農家負担分	同上	15	150

資料：デンマーク農業アドバイザー・センター経営コンサルタント、バレ・ホエイ氏「農業代行業計画」より引用。

デンマーク個別農家の経営面積は1戸当たり約37ha(1991年)と西欧のなかでも相対的にその規模は大きい。わが国の酪農経営の場合、経営主夫婦2人が基幹労働力を構成している。デンマークでは総戸数約75,000戸の農家のうち、約15.9%の11,938戸で常雇を導入している。被雇用者数は20,250人を数える³⁾。80年代を通じて年間2,500~3,000戸の農家が離農している。戸数減少を受けて、経営の規模拡大は一貫してすすんでいる。90年代に入って、経営規模50~100haおよび100ha以上階層の比重が増加しつつある。従来からデンマークは、ワ

ンマン・ファームで、一般に女性は農業労働から解放されている。したがって、デンマークの農業者は日曜礼拝を守るうえからも同日の休日を慣習としている。わが国の酪農ヘルパー事業は、農家の休日保証という点に主として設立目的をおいている。後述するように酪農ヘルパーの利用実態において、わが国とデンマークとの間にちがいがあがるが、参考1にみるようにデンマークの農業代行業のシステムは示唆に富む。

デンマークでは1960年代から農業就業者の減少が目立つようになり、今日の代行業に類似する組織が農業者

の間で自生的に作られるようになった。1981年にデンマーク政府は、「農業経営における代理人制度に対する補助金に関する法律」を制定して、わが国でいうヘルパー事業への助成を開始した。政府の助成は、代行業務を行う組合（サークル）に対して実施される。そのため組合は、通常100人以上の会員を擁し、フルタイム換算で3人以上の代理人（いわゆるヘルパー）と常勤パートタイムのマネージャーを有していなければならないとされる。補助金は下記の項目に交付される。

- (1) 組合の管理経費
- (2) 代理人（ヘルパー）およびマネージャーの研修費
- (3) 代理人の出勤（代理人の出勤対象ならびに補助金の支給率に関して）
 - ①会員の病気や事故………出勤経費の50%は民間および公的共済でカバーし、あとの50%を補助金でカバーする。
 - ②会員の研修参加………出勤経費の50%を補助金でカバーする。
 - ③会員の休暇や農繁期………補助金交付の対象とはならない。

参考1にみるように、1989年時点では代行業の総事業費2億5千万デンマーク・クローネのうち、40%の1億

デンマーク・クローネが補助金で賄われている。しかも参考2に示すように代理人（ヘルパー）の出勤理由別の内訳をみると、病気や事故がほぼ65～70%を占めている。1993年1月、筆者はユトランドのラナー地区の代行業組合（ヘルパー利用組合）を訪れたが、そのとき応じた女性マネージャーがつぎのようにのべていたのが印象に残った「組合員の代理人に対する出勤要請は、病気や事故に集中しており、われわれの仕事は社会保障の分野と区別することが困難なほどだ」。

デンマークは他の西欧諸国と同様に、基礎教育（日本の義務教育に相当し、9～10年制）ののち多様な職業教育が徹底して実施されている。農業学校も有力な職業教育機関のひとつである。全国に農業学校が25ほどあり、5～6年の修学期間が用意されている。各年次に農家実習と学校教育とが組み合わされており、生徒は卒業時に所定の単位を取得すると、すでに一人前の農業経営者や農場マネージャーの資格が認定される仕組みになっている。つまりきわめて実践的な農業者が養成されているのである。代理人として出勤している、いわゆるヘルパーは、農業学校を卒業してグリーン・サーティフィケート（農業経営者資格……農場買収時に政府から資金助成を受ける権利を付与されている）を有することが必須の条件となっている。周知のようにデンマークは、豚肉や乳製品できわめて輸出競争力のつよい農業を築いているが、教育制度や代行業制度の発達が基盤となっていることに注目したい。

デンマークでは週37時間労働制を採用している。これは農業ヘルパー事業の代理人にも厳格に適用されている。農業代行業組合の運営にさいしては、農業省やファーマーズ・ユニオン（農民組合連盟）の代表者とともに労働組合の代表者も委員会に参画して、行政当局に助言を行う仕組みになっている。

調査地における酪農ヘルパー事業の実態

本研究の調査地は1道4県（北海道、岩手県、栃木県、岡山県、熊本県）の1市（栃木県黒磯市）4町（北海道大樹町、岩手県葛巻町、栃木県那須町、岡山県落合町）1村（熊本県旭志村）にまたがり、きわめて広範囲である。当然、それぞれの酪農地域の生産構造と生産力の発展段階は異なる。これらのことが、酪農ヘルパー事業のあり方にも反映していると想定される。爾後の研究でそれぞれの地域酪農の生産力構造と関連せしめて当該調査地の酪農ヘルパー組織の特質を明らかにしていくことにする。ここでは当該調査地におけるアンケート調査のうち、酪農ヘルパーに関する部分を取り上げて検討することに

参考2 出勤理由別年間当たり代行者の稼働時間数の推移（単位：時間/%）

	病 気	研 修	休 日	農繁期・ 他	計
1982	365,000	3,000	116,000	26,000	510,000
1983	488,000	9,000	165,000	38,000	700,000
1984	614,000	15,000	203,000	73,000	905,000
1985	865,512	17,267	308,283	93,169	1,284,231
1986	1,064,209	17,597	353,596	107,878	1,543,279
1987	1,183,632	19,425	343,899	121,473	1,668,429
1988	1,194,625	22,721	330,766	181,852	1,729,964
1989	1,263,269	22,756	431,769	244,650	1,962,443
1982	71.6	0.6	22.8	5.0	100.0
1983	69.6	1.3	23.6	5.5	100.0
1984	67.9	1.7	22.4	8.0	100.0
1985	67.4	1.3	24.0	7.3	100.0
1986	69.0	1.1	22.9	7.0	100.0
1987	70.9	1.2	20.6	7.3	100.0
1988	69.1	1.3	19.1	10.5	100.0
1989	64.4	1.2	22.0	12.4	100.0

資料：前掲表に同じ。

表6 酪農ヘルパーを利用するときの目的

(単位: 戸, %)

	全 体	冠婚葬 祭のとき	家族が 病気に なった とき	家族旅 行, レ クレー ション	農休日 を定め 定期的 に利用	まだ利 用して いない	その他	不 明	非該当
全 体	190 100.0	92 57.1	29 18.0	62 38.5	13 8.1	38 23.6	7 4.3	19 —	— —
旭志村	26 100.0	21 80.8	6 23.1	15 57.7	— —	3 11.5	1 3.8	— —	— —
落合町	30 100.0	12 46.2	3 11.5	7 26.9	3 11.5	11 42.3	— —	4 —	— —
那須町	33 100.0	12 42.9	5 17.9	13 46.4	— —	9 32.1	— —	5 —	— —
黒磯市	30 100.0	10 43.5	2 8.7	13 56.5	2 8.7	3 13.0	4 17.4	7 —	— —
葛巻町	31 100.0	18 64.3	11 29.3	7 25.0	3 10.7	7 25.0	1 3.6	3 —	— —
大樹町	30 100.0	19 63.3	2 6.2	7 23.3	5 16.7	5 16.7	1 3.3	— —	— —
(不 明)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
(非該当)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —

資料: 共同研究アンケート調査より。 注: 複数解答を含む。

表7 酪農ヘルパーを利用しない理由

(単位: 戸, %)

	全 体	牛乳の 生産に 影響す る	費用が かかり すぎる	利用す る機会 がなか った	わが家 では必 要がな い	ヘルパ ー組織 に加入 せず	その他	不 明	非該当
全 体	180 100.0	1 1.2	19 23.5	21 25.9	23 28.4	23 28.4	5 6.2	99 —	— —
旭志町	26 100.0	— —	7 63.5	2 18.2	2 18.2	1 9.1	1 9.2	15 —	— —
落合町	30 100.0	— —	2 12.5	3 18.8	7 43.8	8 50.0	— —	14 —	— —
那須町	33 100.0	— —	3 18.8	4 25.0	2 12.5	5 31.3	2 12.5	17 —	— —
黒磯市	30 100.0	— —	1 9.1	1 9.1	6 54.5	3 27.3	2 18.2	19 —	— —
葛巻町	31 100.0	— —	6 37.5	6 37.5	4 25.0	— —	— —	15 —	— —
大樹町	30 100.0	1 9.1	— —	5 45.5	2 18.2	6 54.5	— —	19 —	— —
(不 明)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
(非該当)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —

資料: 前掲表に同じ。

する。

表6によって、われわれは酪農家のヘルパー事業利用の動機や目的をある程度知ることができる。調査地の6市町村のうち、熊本県旭志村、岡山県落合町、岩手県葛巻町、北海道大樹町の4カ所は、冠婚葬祭時の出動要請にいちばんの有意性を示す。なお、栃木県黒磯市、同県那須町の2カ所は、家族旅行やレクレーション時の出動要請にいちばんの有意性を示す。酪農ヘルパー事業への助成が正式化した現在、同事業の発展方向は、冠婚葬祭や経営主などの病気や事故の発生に対処する「緊急型」から、家族生活にゆとりを与え、労働力の保全や各種研修の機会の保証につながる「定休型」⁵⁾へと転換していくことと考えられる。同アンケートによると、家族旅行やレクレーション時のヘルパー利用が、冠婚葬祭時にほぼ次いで有意性を示す。現時点は「定休型」利用に移行していく過渡期といえるのかもしれない。

表7はヘルパー事業を利用しない理由をみるものだ。旭志村や葛巻町は、利用料等の経費面の負担の重さに有意性を示す。他の調査地は「わが家では必要性がない」「ヘルパー組織に加入していない」の2つに分化した反応をみせる。いずれにしてもここでは、利用しない理由が分散している。

まとめにかえて

わが国の酪農ヘルパー事業の目的は、酪農家に休日を保証し、専業大規模段階の経営基盤を強化しようとするものだ。農業者に休日が定着しているデンマークなどとは利用目的が異なる。デンマークの農業代行業の事業領域は、社会保障の分野と重複する感がある。ただし、デンマークは農業代行業に対する政府の助成金交付は当該事業費の40%を占めるまでになっており、同制度の充実ぶりを窺わせる。

わが国の酪農政策の基調は、ウルグアイ・ラウンドの農業補助金削減の方向に即して、直接的な所得支持効果をもつ価格政策を後退させている。他方、専業大規模経営段階に相応しい、酪農インフラストラクチャの整備は後れているといわざるをえない。酪農ヘルパー事業は、酪農インフラ整備・充実の課題に正面から応えてい

くものとなろう。酪農ヘルパー事業への助成の強化は、価格支持政策後退下の農政のなかで重要な位置を占めることとなろう。

酪農ヘルパー事業に関する今後の研究課題について以下に記す。

- (1) 市町村単位のヘルパー組織の運営の実態を解明する。
 - ①事業形態（利用組合方式、農協直営方式、民間会社方式等々）
 - ②利用実績（稼動回数、利用料金の設定内容、利用規模の内容等々）
 - ③ヘルパー要員（専任者・臨時者別雇用等の待遇、研修制度等々）
 - ④事業財政
- (2) 都道府県段階の事業主体毎の運営体制および事業財政を解明する。
- (3) (社)酪農ヘルパー全国協会の組織と機能、事業財政を解明する。
- (4) ヘルパー事業と農政の課題を解明する。
- (5) ヘルパー事業をめぐる酪農家とヘルパー要員の意識を解明する。

注

- 1) 田附寿一「酪農ヘルパー事業を成功させよう」、酪農学園大学エクステンションセンター『酪農ジャーナル』1992年2月号、29頁。
- 2) 前掲稿、30頁。
- 3) Danish Farmers' Union "Agriculture in Denmark" 1992, p. 12.
- 4) 大野高志「デンマークにおける農業ヘルパー制度(メモ)」、1992年7月、5頁。
- 5) 中原准一「ヘルパー制度を支えるのは酪農家自身」、(社)北海道農業改良普及協会『農家の友』、1990年10月号、64頁。

付記 本稿は、1991年度酪農学園大学共同研究「酪農の担い手確保・育成に関する諸条件の実証的研究」(研究代表者 今岡久人教授)の成果の一部である。